

注記（全体会計）

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和 59 年度以前に取得したもの……………再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

イ 昭和 60 年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

② 無形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的有価証券

保有しておりません。

② 満期保有目的以外の有価証券

保有しておりません。

③ 出資金

ア 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格

イ 市場価格のないもの……………出資金額

(3) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 11 年～50 年

工作物 3 年～50 年

物品 2 年～20 年

② 無形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法

（ソフトウェアについては、当市における見込利用期間（5 年）に基づく定額法によっています。）

③ リース資産

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

……………自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

イ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

……………リース期間を耐用年数とし、残存価値をゼロとする定額法

(4) 引当金の計上基準及び算定方法

① 投資損失引当金

該当する事象はありません。

② 徴収不能引当金

未収金については、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

長期延滞債権については、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

③ 退職手当引当金

地方公共団体の財政の健全化に関する法律における退職手当支給額に係る負担見込額算定方法に従って計上しております。

④ 損失補償等引当金

該当する事象はありません。

⑤ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(5) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(6) 全体資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(7) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

2 重要な会計方針の変更等

該当する事象はありません。

3 重要な後発事象

該当する事象はありません。

4 追加情報

(1) 全体会計の対象となる会計

区分	会計名	区分	連結の方法
一般会計等財務書類	一般会計	一般会計	全部連結
全体財務書類	国民健康保険特別会計	特別会計	全部連結
全体財務書類	後期高齢者医療特別会計	特別会計	全部連結
全体財務書類	介護保険特別会計	特別会計	全部連結
全体財務書類	居宅介護予防支援事業特別会計	特別会計	全部連結
全体財務書類	芦安農業集落排水事業特別会計	特別会計	全部連結
全体財務書類	温泉給湯事業特別会計	特別会計	全部連結
全体財務書類	山梨県北岳山荘管理事業特別会計	特別会計	全部連結
全体財務書類	芦安簡易水道事業特別会計	特別会計	全部連結
全体財務書類	芦安恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計	特別会計	全部連結
全体財務書類	中尾山外一字恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計	特別会計	全部連結
全体財務書類	高尾山外一字恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計	特別会計	全部連結
全体財務書類	城山外一字恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計	特別会計	全部連結
全体財務書類	雨鳴山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計	特別会計	全部連結
全体財務書類	土地取得造成事業特別会計	特別会計	全部連結
全体財務書類	水道事業会計	公営企業会計	全部連結
全体財務書類	自動車運送事業会計	公営企業会計	全部連結

① 下水道事業特別会計については、地方公営企業法適化の整備・準備段階であるため、対象としていません。

(2) 出納整理期間

地方自治法第 235 条の 5 に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

(3) 表示単位未満の取扱い

千円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。